

監査報告書

令和元年5月30日

学校法人江戸川学園

理事 会 御 中
評議員会 御 中

学校法人江戸川学園

監事 堀江 固功

印

監事 宮口 義史

印

私たちは、学校法人江戸川学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)における財産目録及び計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書)並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書を含め、学校法人の業務及び財産に関し監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上